平成 31 年 3 月 22 日公表

監査公表第28号(平成31年3月22日、県公報第4078号登載) 包括外部監査結果に基づく措置通知(平成29年度)

監査公表第28号

平成30年6月8日付けで公表した「雇用労働施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 22 日

福岡県監査委員 山下 芳郎

同 行正 晴實

同 岩﨑 勇

同 江藤 秀之

30 労第3316号 平成31年2月26日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様

同 行正晴實様

同 岩崎 勇様

福岡県知事 小 川 洋

平成29年度包括外部監査の結果に係る措置について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

雇用労働施策に関する財務事務の執行について

(1) 労働政策課

監査の結果及び意見

講 じ た 措 置 等

ア 補助金関係(福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く)

(ア)(意見)補助対象事業者の財政状態を踏まえた 補助金の見直し検討について

県は、団体の財政状況等を勘案して補助金の交付の是非について検討し、財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を軽減することも検討することが望まれる。

また、補助金の交付を継続するのであれば、 団体の裁量で対象経費を選択できないよう、 対象経費を具体的に限定するとともに、経費 に係る収入は補助対象経費から控除し、補助 率を適用して補助金額を計算し、その内容に ついても厳格に審査することが望まれる。 補助金の交付の是非について検討した結果、 労働安全衛生に関する業務は国の所管である が、県としても労働災害防止や労務管理改善 など快適な労働環境の確立を図るため、労働 安全衛生について知見を有する団体の事業は 必要と判断し、交付を継続することとした。

また、補助対象事業は「関係法令の普及等に係る広報事業」とし、補助対象経費は広報 誌発行費に限定した。

なお、当該経費に係る収入は、今後、補助 対象経費から控除する。

イ 就業支援及びそれに関する業務委託関係

(7)(意見)委託業務に関する契約方法の見直し検 討について

通年型委託契約については、業者選定手続に時間と労力を要する等の課題があり、この課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。

例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直 しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。 複数年契約は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で、業務内容が変わらない委託業務を想定しているが、就労支援業務は雇用情勢の変化により、毎年度事業内容を変更することもあるため、複数年契約方式を導入することは困難である。

平成30年度に技術提案型契約方式により業務委託した事業者に対し、確実な履行が見込まれ、大きな情勢の変化がなく、業務の根幹部分が同じであるなどの場合には、3か年度を超えない範囲で翌年度以降も特命随意契約(一者から見積書を徴して行う随意契約)により業務委託を行うよう見直した。

これにより、本意見にある単年度契約に関する課題の解決を図ることとした。

(イ)(意見)個別就職相談等業務における現地確認 時の記録保存について

専門員等の配置数の確認については、事後 検証を可能とするため、確認した日時、確認 を実施した職員名及び相手方名、確認内容、 確認時の気づき事項及びその他関係資料等を 記録として保存することが望まれる。 平成30年度から、事後検証を可能とするため、個別就職相談等業務の実施に当たって定期的に行っている現地確認について、その日時、確認者氏名、相手方氏名、確認内容及び確認時の気づき事項を書面で記録し、その書面を保存するよう見直した。

(ウ) (意見) 30 代チャレンジ応援センター事業に おける成果指標の見直しについて

目標値と実績値の集計方法を統一し、両者を正確に対比することが望まれる。

また、延べ利用者数は、一人当たりの利用 回数の増減によっても影響を受けるため、実 人数や新規利用者数の方が、アウトプット指 標として望ましいと考えられる。過年度実績 の推移も踏まえ、就職者数の増加に向けたア ウトプット指標や目標値の設定について再検 討することが望まれる。 目標値と実績値の集計方法を統一し、平成 30年度から、新規登録者数を実績値とする成 果指標の見直しを行った。

また、見直し後の指標に基づき事務事業評価書の作成を行うことで、目標値と実績値を 正確に対比できるようにした。

就職者数の増加に向けたアウトプット指標や目標値の設定については、福岡県総合計画で決定しており、平成34年度からの次期総合計画策定時に検討する。

ウ 労働者福祉関係

(7)(意見)北九州勤労青少年文化センターの在り 方の見直し検討について

北九州勤労青少年文化センター(以下「北九州パレス」という。)は、条例において「勤労青少年の福祉増進を目的」とされているが、勤労青少年の施設利用実績、特に本館施設の平成28年度の利用実績をみると、全体の利用人数に占める割合は、16.9%となっている。

また、条例及び施行規則の規定により、体育施設の利用料金については65歳以上の利用者は全額免除となっている。本施設の目的が「勤労青少年の福祉増進」とされていることから考えると、整合しない部分があると考えられる。

自主事業で開設されている講座等の参加実績においても、青少年の参加割合は低い状況にある。

現状においては、北九州パレスは「勤労青 少年の福祉増進」を主な目的として利用され ているとは言い難く、世代を問わず利用され ている施設であると考えられる。

今回の勤労青少年福祉法の改正を受け、勤 労青少年ホームの法的な設置根拠が廃止され たことも踏まえ、北九州パレスについて、施 設の老朽化への対応や同種施設の再配置等の 観点から、その設置目的について再検討し、 北九州市への譲渡や所管部署の見直し等も含 めた施設の在り方について、今後、検討する ことが望まれる。 北九州パレスの在り方について、設置目的の見直しも含め、北九州市や県庁内関係課と協議・検討したが、北九州市は「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針の1つとして、設置当初の目的が薄れた施設の廃止を掲げ、既に勤労青少年ホームの廃止を決定していることから、同様の施設である北九州パレスを譲り受けることはできないが、一方で、幅広い年齢層において文化・体育施設として利用されていること等の現状を鑑み、今後、勤労青少年施設から文化体育施設に用途を変更され、県立施設として維持されることが適当との見解。

所管部署の見直しについては、北九州パレスの本館施設(小ホール、会議室、音楽室、和室等)及び体育施設(卓球場、剣道場、柔道場、テニスコート等)の規模がいずれも小さいため、スポーツ施設や文化施設を所管する部署の所掌に合致せず、移管はできない状況である。

廃止する場合は、県立公園内に立地しているため都市公園法の規定上取り壊す必要が生じ、その財源が確保できないこと、現在30万人の利用者があり、他に公的な代替施設がないことから、当面は、現状維持するほかないと考えられる。

また、将来の行財政改革と合わせ、引き続き検討する。

エ 労働相談及び労働者支援事務所関係

(ア)(意見)労働相談業務における継続的な専門性 の確保及び相談メニューの拡充検討について

労働相談体制に関して継続的な専門性の確保を図るため、人事異動を含めて様々な観点から職員配置のあり方を検討することが望まれる。また、既存の労働相談体制の活用又は外部の専門性を有する者の活用によって、より労働相談を受けやすい環境づくりをすることが望まれる。

さらに、引き続き、労働に関する相談窓口を設置している他の機関との情報交換を密に行うとともに、他機関の相談窓口との連携強化を図ることが望まれる。

継続した専門性を有する労働相談体制については、人事異動を含め、関係部局と協議を行った。

また、非常勤の特別労働相談員(弁護士) をより一層活用することで、専門性の確保を 図っていくこととした。

上記以外の外部の専門性を有する者の活用 については、労働基準監督署・公共職業安定 所などの関係機関相談員を活用し、関係機関 との連携を図る。

(イ) (意見) 出張相談における事前予約がない場合 の対応の再検討について

出張相談件数の状況を踏まえ、事前予約が ない場合の労働者支援事務所の出張相談の対 応方法について再検討することが望まれる。 これまで事前予約がない場合でも出張相談を実施していた北九州及び筑豊労働者支援事務所について、関係市町村との協議や県民への周知・広報を十分に行った上で、平成30年度中に完全予約制へと移行し、事前予約がない場合の出張相談を廃止した。

(ウ)(意見)福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について

フロアに余裕スペースがないとはいえ、現 状のように所長室を利用して相談業務に対応 することは管理上も所長業務遂行上も支障が 生じているため、プライバシー等に配慮した 相談室を確保することが望まれる。 福岡西総合庁舎の三事務所で構成する連絡協議会において協議を重ね、平成30年6月から、執務室と同じ5階に個別労働相談用の専用相談室を確保した。

なお、当該相談室は、室内に段差があるため、車椅子利用者等の利便性に支障があったことから、平成31年3月に室内段差を解消するバリアフリー工事を実施する。

(I) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善に ついて

筑豊労働者支援事務所は、飯塚総合庁舎別館2階に設置されているが、2階までのエレベーターはなく、階段を利用している状況にあり、バリアフリー化されていない。

県は、施設のバリアフリー化に向けて、飯塚総合庁舎敷地内の1階への移転や他施設への移転等の方策等も含めて検討し、早期に利用者の利便性を改善することが望まれる。

飯塚総合庁舎敷地内の1階には空きスペースが全くなく、敷地外の他施設も適当な移転 先が見つからなかったこと、また、事務所移 転には相当な費用を要すること、更には、車 椅子利用者など執務室のある2階への移動が 困難な相談者は年間1~2人程度であること を踏まえ、そのような方が相談に来られた場 合には、既に1階入口に設置しているインターホンを活用し、1階にある他事務所の会議 室での相談対応も可能とするなど、利用者の 利便性について改善を図った。

オ 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係

(ア)(結果)協議会における有期雇用契約職員の勤 怠管理について

協議会の有期雇用契約職員について、就 業規則での定めを超える時間単位年次有給 休暇を取得している者がいた。

就業規則で定められた時間単位年次休暇 の上限を超えることがないように適切な勤 怠管理を行う必要がある。 職員に対し、改めて就業規則を配付・周知し、 注意喚起を行った。 併せて、休暇等居・承認簿に取得状況の記

平成30年度の雇用契約締結時において、全

併せて、休暇等届・承認簿に取得状況の記載を徹底させることで時間単位を含む年次休暇取得状況の可視化を図るとともに、決裁時のチェックの強化により、適切な勤怠管理を実施している。

(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイク ルの強化について

総会に提出される事業報告書に目標の達成 状況等の評価を記載し、各構成員が議論しや すい記載とするなど、本プロジェクトのPD CAサイクルをより強化することが望まれる。 本プロジェクトのPDCAサイクルをより 強化するため、平成30年度から、プロジェク トの目標達成状況を総会資料に記載すること により、構成員が議論しやすい環境を整えた。

(ウ)(意見)UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について

UIJターン体験訪問助成金について、平成28年度の利用実績は計画(予算)を大きく下回っている。

今後は、UIJターン希望者に対しても制度の広報等利用促進に向けた取組を直接行うことについて検討することが望まれる。

県においては、企画・地域振興部において 移住定住窓口等の設置、商工部においてプロフェッショナル人材の採用支援、その他各部においても移住を伴う産業人材の確保等を行っているところである。これら各関係部局と連携し、利用促進に向けて広報等のアプローチを検討することが望まれる。 UIJターン体験訪問助成金について、事業周知チラシの作成やメールマガジンへの掲載などセンターからの周知を強化するとともに、プロフェッショナル人材センターへの周知依頼やものづくり中小企業推進会議主催のシンポジウムでの説明を実施するなど、関係機関と連携して制度周知を図った。

また、北九州市が設置するU・Iターン北 九州応援オフィスを通じて、県外の求職者を 積極的に雇用している企業に対して助成金の 周知を行うなど、利用促進に取り組んだ。

なお、本助成金は、平成30年度をもって終 了する。

(I)(意見)協議会が行う助成金支給に関する具体 的な判断基準等の文書化について

週1回程度実施している担当者ミーティングにおいて、助成金支給に係る判断に疑義がある場合は、協議しているとのことであるが、平成28年度に開催された当該協議に関する議事録等は保存されていなかった。

助成金支給の判断に関する記録が保存されていないことは、結果として担当者の記憶に依存することとなり、担当者や判断時期等によって判断が異なる可能性がある。

したがって、県は、助成金支給の判断に関する記録を保存・整理し、判断に疑義が生じた場合は必要に応じて参照することが望まれる。

なお、以上の課題を受けて、平成29年4月から担当者ミーティングの議事録を作成・保存している。県は、今後も引き続き、ミーティングの実施や議事録の保存を通じた情報の共有を図るとともに、過年度議論となった分も含め、判断の相違が生じやすいと考えられる点について、次年度の助成金交付要綱の更新やQ&A集の作成等も検討しながら、判断基準を共有することが望まれる。

判断の相違が生じやすいと考えられる案件については、ミーティングでの検討により、 具体的な判断基準の共有化及び統一化を図っている。

また、上記ミーティングに係る議事録を作成し、担当者間で内容を共有することにより、 事業者からの相談や申請に対して、統一した 判断基準の下で審査・説明を行うようにして いる。

なお、本助成金は、平成30年度をもって終 了する。

(オ)(意見)協議会における契約に関する規定等の 整備について

本契約は、普通地方公共団体ではない協議会と委託先との契約であり、契約保証金に関する条項を設ける必要はなく、県の規定を適用することもできない。

本協議会と委託先との契約書上は、不要な 条項であるため、契約書条項から削除するか、 県と同様に、契約に関して契約保証金を納付 させる場合には、本協議会の会計事務取扱規 則等に契約保証金に関する規定を加える等の 対応を行うことが望まれる。

また、これと同様に、県規則等を直接引用 又は準用している規定や文書等の表現が適切 であるか確認することが望ましい。 平成30年度の契約書から、不要な条項を削除するとともに、県規則等を引用又は準用している規定については、その表現が適切かどうか確認を行った。

なお、本助成金は、平成30年度をもって終 了する。

【全庁的な取組み】

平成30年度に人事課が実施した任意団体会 計担当者研修において、本意見の内容を周知 し、注意喚起を行った。

(2) 新雇用開発課

監査の結果及び意見

講じた措置等

ア 業務委託関係

(ア)(意見)委託業務に関する契約方法の見直し検 討について

通年型委託契約については、業者選定手続に時間と労力を要する等の課題があり、この課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。

例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。

複数年契約は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で、業務内容が変わらない委託業務を想定しているが、就労支援業務は雇用情勢の変化により、毎年度事業内容を変更することもあるため、複数年契約方式を導入することは困難である。

中小企業障害者雇用拡大事業については、 平成29年度契約から、技術提案型契約方式に より業務委託した事業者に対し、確実な履行 が見込まれ、大きな情勢の変化がなく、業務 の根幹部分が同じであるなどの場合には、3 か年度を超えない範囲で翌年度以降も特命随 意契約(一者から見積書を徴して行う随意契 約)が可能となることを企画提案公募の際に 告知の上、契約を締結していた。

平成30年度の契約から、就業・社会参加支援事業及び子育て女性職業紹介事業についても、中小企業障害者雇用拡大事業と同様に契約を締結した。

これにより、本意見にある単年度契約に関する課題の解決を図ることとした。

(3) 職業能力開発課

監査の結果及び意見

講じた措置等

ア 補助金関係

(ア)(結果)職業訓練協会に対する補助金の適切な 審査について

補助対象経費の算定に際し、経費及び収入 について、事業別に按分して会計処理をして いないため、本来あるべき補助事業に係る経 費及び収入が適切に集計されていない。

県は、補助金等交付規則に規定されている とおり、補助金額の確定に当たり、各地区職 業訓練協会の経費及び収入の内容など適切な 審査を行うことが必要である。

さらに、今後は、補助金を交付する以上、 補助事業に係る経費及び収入と補助対象外の 経費及び収入とを適切に按分して交付申請す るように各地区職業訓練協会に対して適切に 指導することが必要である。 平成29年度の補助金から、事業ごとに経費と収入を区分の上、受講料収入は補助事業に係る経費から控除し、適切に交付申請するよう各地区職業訓練協会に対して指導を行い、その内容について適切に審査し、補助金額の確定を行った。

なお、平成28年度以前(平成26~28年度) の補助金については、補助金等交付規則の規 定に基づき再審査を行った。その結果、補助 金額が過大となった協会に対して返還を求め る。

【全庁的な取組み】

平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。

(イ)(結果)職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について

県から本協会に対する交付決定通知では、 交付要綱の別表の補助対象経費区分を踏まえ た、区分別の補助事業に要する経費、補助対 象経費及び補助金の額が記載されており、交 付確定通知では、これらの区分別ではなく、 総額のみが記載されている。

県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり交付決定時の補助対象経費区分ごとに計算するなど適切な審査を行うことが必要である。その際、本協会に対しても適切に指導することが必要である。

平成29年度の補助金から、補助事業ごとに 計算するよう職業能力開発協会に対して指導 を行った上で適切に審査し、補助金額を確定 した。

なお、平成28年度以前(平成26~28年度) の補助金についても同様に、補助事業ごとに 計算するよう協会を指導し、再審査を行った 結果、補助金額について過大は生じなかった。

【全庁的な取組み】

平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。

(ウ)(結果)技能士会連合会に対する補助金の適切 な審査について

交付要綱では、補助金の交付申請に当たっては事業計画書と収支予算書を、実績報告に 当たっては事業実績報告書と収支決算書を添付することとされているが、添付されている 書類は全て本連合会としてのものであり、交付要綱に示されている補助事業について明示 されたものではない。

県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、交付要綱のとおりに補助対象経費等が算定されているか、必要に応じ、その詳細資料を入手するなどして、適切に審査することが必要であり、審査結果についても記録に残すことが必要である。

平成29年度の補助金から、補助金等交付要綱の事業ごとに事業内容を明確にするよう団体を指導するとともに、補助金額の確定に当たっては、適切に審査するよう改め、審査結果についても、適切に記録して書面で残すよう見直した。

なお、平成28年度以前(平成26~28年度) の補助金については、補助金等交付規則の規 定に基づく適切な再審査を行った結果、補助 金額について過大は生じなかった。

【全庁的な取組み】

平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。

イ 委員謝金関係

(ア)(意見)福岡県技能評価認定審査会の委員謝金 に係る源泉所得税の取扱いについて

審査会の委員謝金及び交通費の所得税等の源泉徴収に関しては、所轄の税務署等と協議の上、給与等として取り扱うよう検討することが望まれる。

所轄の税務署と協議し、給与等として取り 扱うことが確認できたことにより、平成30年 から、委員謝金及び交通費については、給与 所得として源泉徴収するよう見直した。

ウ 子育て女性就職促進事業関係

(7) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直 しについて

子育て女性職業訓練の受講者が子育て等の 理由によって現在未就業状態であることについて、本人の自己申告のみで確認しているが、 受講者が受講要件に合致していること及び子 育て女性就職促進事業の目的が本当に達成されていることを対外的に客観的に説明する観点からも、原則として、書類等による受講要件の確認を行うことが望まれる。

その際、例えば、母子手帳や子どもの健康 保険証等といった子育て中であることの確認 や未就業状態にあり就業に伴う所得がないこ との確認等が考えられる。 平成30年度から、書類等による受講要件の確認について、申込み時に受講予定者から母子手帳や健康保険証等、子育て中又は子育てが一段落した女性であることを確認できる書類の提示又は写しの提出を求めるよう見直した。

エ 公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係

(ア)(意見)職業訓練委託に係る訓練実施報告書の 適切な検査の実施について

委託訓練実施状況に関する各種報告書は、 委託料計算の根拠となるものであり、実際の 訓練日数等の集計が報告書に記載されている 集計と異なる場合、誤った委託料を算出する 可能性がある。委託料の計算方法は、委託内 容によって異なるため、県は、各種報告書の 整合性も含め適切に審査することが望まれる。 平成30年度から、誤った委託料を算出する 可能性が生じないよう書類間の整合性も含め、 財務規則に基づく適切かつ確実な関係報告書 の審査の徹底を図った。

(イ)(意見)公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について

各職業能力開発施設においては、訓練生が 費用を負担する教材及び作業服などについて、 一括して購入すること等を目的として、訓練 生から金銭を預かり、管理している。

訓練生からの預り金は、いわゆる公金には 当たらないが、県職員が管理することから、 公金に準じた適切な管理・運用が求められる。 県は、各校の運用における実態を把握し、 必要に応じ、指導又はQ&Aの作成等更なる 適切な管理運用に向けて取り組むことが望ま れる。 平成30年度から、訓練生からの預り金について、基本的な事項を定めた要領を新たに制定し、全校統一の取扱いとした。

また、各校で定める細則についても、本庁 所管課に報告させることで、適切な管理・運 用に向けて取り組んでいる。

(ウ)(意見)公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について

各種広報手段による広報やオープンキャンパス等の実施、学校との連携等訓練生の確保に向けた取組を行っているものの、訓練生の継続的な確保が課題であり、特に若年者層の訓練生確保が課題となっている。

訓練生の継続的な確保に向け積極的な広報 活動に加え、各施設に対する交通アクセスの 改善について検討することが望まれる。 訓練生の継続的な確保に向け、新たに高等技術専門校の紹介と入校生確保のためのDV D作成を行うなど積極的な広報活動を実施していく。

公共交通機関の利便性が良くない箇所に所 在する高等技術専門校について、現在、通学 している訓練生の交通手段は、そのほとんど が自家用車又は二輪車であった。公共交通機 関利用者は極めて少なく、今後についても、 公共交通機関利用者の増加は見込まれないた め、専用のスクールバスを運行することは費 用対効果の観点から適当ではないと判断した。 一方、県の費用負担が生じない市町村等の コミュニティバスの増便により、交通アクセ スの改善が見込まれる高等技術専門校につい ては、その実現に向けて関係機関と協議中で ある。

(I)(意見)福岡障害者職業能力開発校における寮 の有効活用の検討について

福岡障害者職業能力開発校では、通校が困難な訓練生のために寮が設置されているが、近年特に利用率が低い状況にある。

寮について、利用者の大幅な増加が見込めないのであれば、収容可能人員を見直すとともに、居室改善等を行い、施設の更なる有効活用について国と協議するよう検討することが望まれる。

寮の利用状況について把握を行い、部屋の空き状況から平成30年度は、女子寮においては年度当初から相部屋ではなく完全個室とするとともに、男子寮についても10月から一人利用とする居室改善を実施した。

なお、快適に利用できる居住環境の整備の 視点も取り入れた施設の改修については、今 後、国と協議を行っていく。

(オ) (意見) 未利用地の利活用方法の検討について

県有財産(土地)の処分や貸付を推進する ためには、長期間未利用となっている土地に ついては、処分や貸付ができない原因を分析 し、未利用状態の解消に向けた具体的な取組 が必要であると考えられる。

県は、現在利用されていない土地について、 処分や貸付の制約となっている課題を整理し、 その解決に向け具体的に取り組むことが望ま れる。 当該未利用地の課題解決に向け、関係課に 確認を行いながら地元市町村との協議を行っ ており、今後も引き続き取り組んでいく。